

トラベルキャンセル保険

ご契約に関する重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、お申し込みにあたって特に注意いただきたいこと（「契約概要」「注意喚起情報」等）を記載しています。重要な書面ですので、必ず内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

- 本書面のほか、契約内容に関する事項や保険金の支払事由およびお支払いできない場合などは、「普通保険約款」および「特約条項」に記載していますので、あわせてご確認ください。
- 「普通保険約款」および「特約条項」は第一スマート少額短期保険株式会社（以下「当社」といいます。）のホームページからご覧いただけます。
- お客さまに本保険契約をお申し込みいただくことで、お客さまは本書面の説明を受けたうえで本書面の電磁的方法による提供を受けたものとみなします。

契約概要

- ・ 保険商品の内容をご理解いただくための事項を記載しています。
- ・ 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

① 商品の仕組み

- ・ 「トラベルキャンセル保険」は「キャンセル費用保険普通保険約款」に「トラベルキャンセル費用特約」を付帯した商品の名称です。
- ・ この保険は、ご家族・ペットの入院やイベントの中止などの所定の事由が、保険期間中の所定の期間内に発生したことにより旅行等サービスをキャンセルした場合にかかるキャンセル費用を補償します。

～「トラベルキャンセル保険」の全体像～

キャンセル費用保険 普通保険約款	契約の基本的な取り扱いをまとめたものです。
+	
トラベルキャンセル 費用特約	トラベルキャンセル費用特約にもとづき、保険金をお支払いします。

* 保険金のお支払いの対象となる補償事由については「②保険金をお支払いする場合」をご確認ください。

- ・ この保険の補償対象は国内旅行で、「国内宿泊」「国内ツアー」「国内日帰りツアー」「国内航空券予約」「国内バス予約」「国内レンタカー予約」「国内フェリー予約」の7つのタイプの旅行等サービスの予約が対象となります。

※ この保険は、キャンセル費用を補填するものです。キャンセルした場合にキャンセル料が発生する旅行等サービス^(注)であることをご確認のうえお申し込みください。

(注) 旅行等サービス

旅行契約等（旅行予約時に旅行業約款、宿泊約款、運送約款、貸渡約款その他これらに類するものに基づき、旅行業者、旅館業者、交通事業者およびこれらに類する業者と被保険者が締結する契約）に基づき、事業者が提供する旅行、宿泊、運送・交通その他これらに類するサービスをいいます。

② 保険金をお支払いする場合

- ・ 保険期間中に被保険者または同行者に下表に掲げるいずれかの事由が生じ、これを直接の原因として旅行等サービスの全部または一部をキャンセルしたことで、被保険者がキャンセル費用を負担した場合に保険金^(注)をお支払いします。

詳しくは「普通保険約款および特約条項」をご確認ください。

(注) お支払いする保険金の額について

保険期間を通じて、契約内容確認証に記載の保険金額を限度として、キャンセル費用と同額となります。なお、既にお支払いしている保険金がある場合は、保険金額からお支払いした保険金の合計額を差し引いた残額を限度とします。

【保険金をお支払いするキャンセル事由】

1	被保険者・同行者の死亡 被保険者または同行者が死亡した場合
2	被保険者・同行者の配偶者または親族の死亡 被保険者の配偶者もしくは親族 ^(注1) または同行者の配偶者もしくは親族 ^(注1) が、旅行開始日からその日を含め遡って 31 日以内 ^(注2) に死亡した場合 (注1) 親族 6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。 (注2) 旅行開始日からその日を含め遡って 31 日以内 責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。
3	被保険者・同行者の入院 被保険者または同行者が、つぎのいずれかの事由に該当した場合 (ア) 入院することが決まり、かつ、旅行開始日からその日を含め遡って 7 日以内 ^(注1) に入院を開始した場合 (イ) 旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まった場合 (注1) 旅行開始日からその日を含め遡って 7 日以内 責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。
4	被保険者・同行者の通院 被保険者または同行者が、旅行開始日からその日を含め遡って 4 日以内 ^(注1) に傷害、疾病等により通院 ^(注2) した場合。なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は、旅行開始日に通院したものとみなします。 (注1) 旅行開始日からその日を含め遡って 4 日以内

	<p>責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。</p> <p>(注2) 通院</p> <p>旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限り。なお、被保険者が旅行等サービスの提供を受けなかったことによりキャンセル費用を負担した後、通院した場合を除きます。</p>
5	<p>被保険者・同行者の配偶者または親族の入院</p> <p>被保険者の配偶者もしくは親族^(注1) または同行者の配偶者もしくは親族^(注1) が、つぎのいずれかの事由に該当した場合</p> <p>(ア) 入院することが決まり、かつ、旅行開始日からその日を含め遡って7日以内^(注2) に入院を開始したことにより、被保険者または同行者が看護または介護を行った場合</p> <p>(イ) 旅行開始日の前日までに旅行日程内に入院することが決まり、被保険者または同行者が看護または介護を行わざるを得なくなった場合</p> <p>(注1) 親族</p> <p>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</p> <p>(注2) 旅行開始日からその日を含め遡って7日以内</p> <p>責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。</p>
6	<p>被保険者・同行者の配偶者または親族の通院</p> <p>被保険者の配偶者もしくは親族^(注1) または同行者の配偶者もしくは親族^(注1) が、旅行開始日からその日を含め遡って4日以内^(注2) に傷害、疾病等により通院^(注3) し、被保険者または同行者が看護または介護を行った場合。なお、旅行開始日に被った傷害により旅行開始日の翌日に通院した場合は旅行開始日に通院したものとみなします。</p> <p>(注1) 親族</p> <p>6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。</p> <p>(注2) 旅行開始日からその日を含め遡って4日以内</p> <p>責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。</p> <p>(注3) 通院</p> <p>旅行等の実施に支障をきたすために、通院を余儀なくされた場合に限り。なお、被保険者が旅行等サービスの提供を受けなかったことによりキャンセル費用を負担した後、通院した場合を除きます。</p>
7	<p>災害による住居の損害</p> <p>被保険者または同行者が常時居住している家屋が旅行開始日からその日を含め遡って31日以内^(注1) に、火災、落雷、破裂もしくは爆発^(注2)、風災^(注3)、雹(ひょう)災もしくは雪災^(注4)、水災^(注5)、または地震、噴火もしくはこれらによる津波により損害を受けた場合。</p> <p>(注1) 旅行開始日からその日を含め遡って31日以内</p> <p>責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。</p> <p>(注2) 破裂もしくは爆発</p> <p>気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。</p> <p>(注3) 風災</p> <p>台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。</p> <p>(注4) 雪災</p> <p>豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。</p> <p>(注5) 水災</p> <p>台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ^(注6)・落石等をいいます。</p>

	<p>(注6) 土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。</p>
8	<p>交通機関の運休・欠航または遅延 被保険者または同行者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の交通機関のうち、運行時刻が定められているものに運休、欠航または2時間以上の遅延が発生した場合</p>
9	<p>裁判員または補充裁判員選任手続に関する書類を受領 被保険者または同行者が、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）に定める裁判員または補充裁判員を選任する手続を行うための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」(注1)を受領した場合</p> <p>(注1) 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」 特定の事件について、裁判員候補者の一人に選ばれたことを知らせる裁判所からの通知をいいます。</p>
10	<p>交通事故 被保険者または同行者が、旅行開始日またはその前日に交通事故(注1)を起こした場合</p> <p>(注1) 交通事故 車両の交通によって生じた人の死傷もしくは物の損壊をいい、警察へ届け出た事故に限ります。</p>
11	<p>第三者の葬儀等への参列 被保険者または同行者が、旅行開始日またはその前日に行われる第三者の葬儀等(注1)に参列せざるを得なくなった場合。ただし、被保険者または同行者が、保険契約の申込時点において、旅行開始日またはその前日に葬儀等が行われることを知っていた場合を除きます。</p> <p>(注1) 葬儀等 通夜、葬儀または告別式をいいます。</p>
12	<p>妊娠の判明 被保険者もしくは同行者または被保険者の配偶者もしくは同行者の配偶者に、妊娠の事実が判明した場合</p>
13	<p>ペットの死亡・手術・入院 ペット(注1)が、つぎのいずれかの事由に該当した場合</p> <p>(ア) 旅行開始日からその日を含め遡って7日以内(注2)に死亡した場合</p> <p>(イ) 獣医師の治療を受け、かつ、旅行日程内または旅行開始日の前日に動物病院で手術(注3)を受けることが決まった場合</p> <p>(ウ) 獣医師の診察を受け、かつ、旅行開始日またはその前日に動物病院で手術(注3)を受けた場合。ただし、保険契約の申込時点において手術(注3)を受けることが決まっており、被保険者または同行者がそのことを知っていた場合を除きます。</p> <p>(エ) 動物病院に入院することが決まり、かつ、旅行開始日からその日を含め遡って7日以内(注2)に動物病院での入院を開始した場合</p> <p>(オ) 旅行開始日の前日までに、旅行日程内に動物病院に入院することが決まった場合</p> <p>(注1) ペット ペットとは、被保険者または同行者が、個人の家庭において、愛玩動物または伴侶動物として飼育している犬または猫をいいます。</p> <p>(注2) 旅行開始日からその日を含め遡って7日以内</p>

	<p>責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。 <small>(注3)</small> 手術 治療を目的とし、獣医師がペットに対して麻酔を用いて行う切開・切除等の行為をいいます。ただし疾病予防等のための避妊・去勢手術は除きます。</p>
14	<p>イベントの中止または延期 被保険者または同行者が、旅行日程内に参加することを予定していたイベント<small>(注1)</small>が中止または延期となった場合 <small>(注1)</small> イベント 演劇、コンサート、スポーツ・競技会その他これらに類似の興行をいい、予めチケットを購入しているものに限りです。</p>
15	<p>災害対策基本法に基づく避難指示等の発令 旅行開始日からその日を含め遡って31日以内<small>(注1)</small>に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条（市町村長の避難の指示等）または第61条（警察官等の避難の指示）に基づく避難の指示等<small>(注2)</small>が公的機関から出された場合 <small>(注1)</small> 旅行開始日からその日を含め遡って31日以内 責任開始期から保険期間の末日までの間にあることを要します。 <small>(注2)</small> 避難の指示等 被保険者または同行者の現住所または旅行等サービスの目的地に対して出された指示等に限りです。</p>

③ 保険金をお支払いしない主な場合

つぎのいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いいたしません。

- (1) 契約者、被保険者、同行者または保険金を受け取るべき者(注1)の故意もしくは重大な過失または法令違反
- (2) 差押え、収用、没収、破壊等国または公共機関の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な措置としてなされた場合を除きます。
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動(注2)
- (4) 核燃料物質(注3)または核燃料物質(注3)によって汚染された物(注4)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (5) 放射性物質もしくは放射性物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- (6) 被保険者または同行者の犯罪行為または闘争行為
- (7) 被保険者または同行者に対する刑の執行
- (8) 被保険者または同行者が法令に定められた運転資格(注5)を持たず、または酒に酔った状態(注6)もしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等(注7)を運転している間に生じた事故

(注1) 契約者、被保険者、同行者または保険金を受け取るべき者

法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核燃料物質

使用済燃料を含みます。

(注4) 核燃料物質 (注3) によって汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

(注5) 運転資格

運転する地における法令によるものをいいます。

(注6) 酒に酔った状態

アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいいます。

(注7) 自動車等

自動車または原動機付自転車をいいます。

④ 保険期間

- 保険期間は、保険契約の申込を承諾した場合に下表の「始期」に始まり、「終期」に終わります。

始期	責任開始期（保険契約の申込日の翌日午前 0 時）
終期	旅行等の終了日の午後 12 時

- この保険契約の保険期間は最長 1 年間となります。

⑤ 引受条件

- この保険契約の保険金額は旅行等サービスの予約代金の合計額で、契約内容確認証に記載の金額です。
- 契約者は 18 歳以上の個人となります。被保険者は契約者本人に限ります。
- この保険契約は旅行等サービスを予約した日からその日を含めて 14 日後まで、かつ旅行等サービス開始日の 9 日前までお申し込みいただけます。
- この保険契約はお申し込みから旅行等の終了日が 1 年を超える旅行等サービスの予約のお引き受けはできません。
- 同行者は最大 7 名までお申し込みいただけます。

※ 引受条件の詳細については、当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>)

⑥ 保険料

保険料は、保険金額によって決まります。保険料については、申込画面にてご確認ください。

⑦ 保険料の払込方法、保険料払込期間

- 保険料のお支払いは、当社の指定するクレジットカードによる一時払いとなります。保険料は、申込日から申込日の属する月の翌月末日まで（以下「払込期月」といいます。）にお支払いください。

※ この保険契約の一時払保険料は申込と同時に支払いいただきます。

⑧ 保険金の請求方法・お受け取り方法について

- 保険金を請求される場合は、マイページ上で手続きいただく必要があります。お手続きの方法の詳細につきましてはマイページをご確認ください。
- 保険金のお受け取り方法として、金融機関口座または電子マネーでのお受け取りをご選択いただけます。

【電子マネーでのお受け取りについての留意点】

- ・ 提供事業者がサービスの提供を終了した場合など、電子マネーによる保険金支払を取り扱うことができない事態が生じた場合には、当該取り扱いを中止することがあります。
- ・ 保険金を電子マネーで受け取る場合は、当社が保険金をお支払いする時点において保険金の受取人が各サービスのユーザーである必要があります。
- ・ 電子マネーを使用できる店舗等は限られており、お買い物等の際に電子マネーを使用することができない場合があることにご留意ください。また、受け取った電子マネーを現金に交換することはできません。
- ・ 各電子マネーの有効期限は以下のとおりです。ただし、お客さまの通信契約等の種類によっては、有効期限が異なる場合がありますのでご注意ください。

サービス	電子マネー (提供事業者)	有効期限
PayPay	PayPay マネーライト (PayPay 株式会社)	なし
d 払い残高	d 払い残高 (現金バリュー) (株式会社NTTドコモ)	なし
au PAY プリペイドカード	au PAY 残高 (au ペイメント株式会社)	なし
ソフトバンクカード	プリペイドバリュー (SB ペイメントサービス株式会社)	最後の残高変動から2年間

(注1) 名称・有効期限等は 2024 年 2 月時点の内容であり、提供事業者により変更となる可能性があります。

- ・ 保険金は、金銭と電子マネーのいずれで受け取っても等価です。
- ・ 各電子マネーは、各電子マネーの提供事業者が発行するものであり、当社が電子マネーを発行するものではありません。
- ・ 電子マネーにてお受け取りいただいた保険金を当社に返還いただく事由が生じた場合、現金で返還いただく場合があります。
- ・ 電子マネーについての照会窓口
当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。
(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/articles/8625391012761>)

⑨ 保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額もしくは保険金の削減払

- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、保険期間の途中であっても、当社の定めるところにより、保険責任の残余期間分の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。
- ・ 当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険金の削減払を行うことがあります。

⑩ 契約者配当金

この保険には契約者配当金はありません。

⑪ 解約と返還保険料

- ご契約を解約される場合は、マイページ上でお手続きが必要です。なお、解約日は、当社が通知を受信した日（オンライン申請のお手続き日）とします。
- 「②保険金をお支払いする場合」に記載のキャンセル事由以外の理由により旅行等サービスをキャンセルした場合は、この保険契約の解約を滞りなく行ってください。
- 旅行等サービスを提供する事業者の判断により、旅行等サービスが提供されなくなった場合は、この保険契約の解約を滞りなく行ってください。
- 解約された時点でご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 契約者が保険契約を解約した場合は、下表により保険料を返還します。

旅行開始日を含め遡って 16 日以前	保険料全額 ^(注)
旅行開始日を含め遡って 15 日以降	0 円

^(注) 保険金のお支払いがある場合は 0 円となります。

⑫ 保険金額の減額（一部解約）

保険金額の減額（一部解約）はお取り扱いしません。

注意喚起情報

- 契約に際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

① クーリング・オフについて

この保険は保険期間が 1 年以内であるため、クーリング・オフの対象外です。

② 告知義務について

以下の事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたことが判明した場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

【告知していただく事項】

- (ア) 旅行予約のタイプ
- (イ) 旅行に関する情報（予約日、予約番号、旅行開始日・終了日、旅行先、予約代金 等）
- (ウ) 旅行者に関する情報（申込者名、同行者名 等）
- (エ) 他の保険契約の有無

③ 通知義務について

- 同行者が変更または増員・減員となった場合は、当社マイページで変更手続きを滞りなく行ってください。

- ・なお、同行者の変更または増員・減員以外で旅行予約の内容が変更となった場合は、保険契約はご継続いただけません。当社マイページより解約のお手続きを滞りなく行ってください。

④ 責任開始期

当社が保険契約の申込を承諾した場合に、保険契約の申込日の翌日午前0時から保険責任が開始します。

⑤ 保険金をお支払いしない主な場合

- ・【契約概要】「③ 保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。
- ・当社は、当社の収支に著しく影響を及ぼす事態が発生した場合は、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。この場合は、書面等によりその旨を通知します。

また、以下の場合、保険金のお支払いができないことがあります。詳しくは「普通保険約款または特約条項」をご確認ください。

- ・責任開始期より前からすでに発生していた、または認知していた事由を原因とする、保険金の請求の場合
- ・告知義務違反により契約が解除された場合
- ・保険料の払い込みがなく、保険契約が無効となった場合
- ・保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により契約が解除された場合
- ・保険契約について詐欺の行為により契約が取消になった場合、または保険金の不法取得目的があつて契約が無効になった場合

⑥ 保険料の払込猶予期間

- ・保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から翌々月末日までとし、猶予期間内に保険料の払込みがないときは保険契約を無効とします。
- ・猶予期間中に保険金をお支払いする場合に該当したときは、保険金から未払込保険料を差し引いてお支払いすることがあります。
- ・保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中であっても保険責任の残余期間分の保険料の増額を行うことがあります。

⑦ 保険契約者保護機構について

当社は少額短期保険会社であるため、「保険契約者保護機構」に加入していません。同機構の行う資金援助などの措置の適用はなく、保険業法 270 条の3 第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約に該当しません。

⑧ 当社お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認ください。

第一スマート少額短期保険株式会社
「よくあるご質問」

<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「よくあるご質問」では解決しない場合、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」
(<https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>) からメールにてお問い合わせください。
なお、当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

⑨ 支払時情報交換制度

当社は、保険金等のお支払い、または保険契約の締結ならびに解除、取消し、もしくは無効に関する判断の参考とすることを目的として、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険会社および特定の損害保険会社と保険契約に関する所定の情報を相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社などの社名につきましては、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページをご参照ください。

<https://www.shougakutanki.jp/>

⑩ 指定紛争解決機関

当社との間で問題解決できない場合は、当社が加盟するつぎの「指定紛争解決機関」をご利用いただけます。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

TEL(フリーダイヤル)：0120-82-1144 【平日 9：00～12：00、13：00～17：00】

(土日祝日ならびに年末年始休業期間を除く)

⑪ 補償重複について

- 補償内容が同様の保険契約（当社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

<主な補償の重複例>

クレジットカード等の付帯サービスとして加入している保険契約

- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、お申し込みの可否をご検討ください。

⑫ 保険料控除について

この保険契約の保険料は、保険料控除制度の対象ではありません。

⑬ その他ご契約時の注意事項

- 保険契約を申し込みいただいたのち、契約内容確認証が発行されます。発行にあたってはご契約者が登録されたメールアドレスに電子メールにてご通知しますので、必ずダウンロードの上ご確認ください。
- 保険契約の一部のみを解除することはできません。
- 当社をはじめ、少額短期保険業者は、以下の範囲で保険契約をお引き受けします。
 - 保険契約が損害保険の場合、保険期間は2年以内です。
(トラベルキャンセル保険の保険期間は最長1年です。)
 - 保険契約が損害保険の場合、1人の被保険者についてお引き受けする保険金額の上限は、1,000万円（低発生率事故に関する保険については別途1,000万円）です。

- (3) 1人の被保険者についてお引き受けするすべての保険の合計保険金額の上限は 1,000 万円（低発生率事故に関する保険については別途 1,000 万円）です。
- (4) 1人（または一社）の保険契約者についてお引き受けするすべての被保険者の合計保険金額の上限は、10 億円です。

その他の条件は、契約概要「⑤ 引受条件」に記載のとおりとします。

個人情報の取り扱い

当社では、お客さまからの信頼を第一と考え、経営品質の向上に向け、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、保険業法など関係法令等を遵守し、個人情報の保護に努めます。

個人情報の利用目的

個人情報は、以下の利用目的の達成に必要な範囲にのみ利用し、以下の利用目的達成のために第三者に提供することがあります。

- (1) 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 関連会社・提携会社を含む各種業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

利用目的の詳細は、当社ホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

グループ間共同利用・第三者提供

当社では、取得した氏名・生年月日・住所等の個人情報をグループ会社とお客さまが登録・利用している会員サービス企業等（リンク先参照）へ提供します。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

【共同利用に関する表示】

当社は、取得した個人情報を第一生命グループ会社において共同で利用いたします。

詳細については、次のホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com/policy/privacy.html>

【第三者への提供に関する表示】

当社は、取得した個人情報を会員サービス企業等へ提供することがあります。各提供先は、当該情報を活用し、各社の商品・サービスのご案内等に利用することがあります。

会員サービス企業等については次のホームページをご覧ください。

<https://dsmart-ins.com>

機微（センシティブ）情報の取り扱い

被保険者の健康状態・医療に関する情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されています。当社では、同意いただいた利用目的の範囲内で取得、利用させていただくとともに、適正な保管・管理をいたします。

<当社お問い合わせ先>

ご不明な点がございましたら、以下当社ホームページ上の「よくあるご質問」をご確認いただき、解決しない場合は、「よくあるご質問」内にございます個別の「お問い合わせフォーム」からメールにてお問い合わせください。

「よくあるご質問」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja>

「お問い合わせフォーム」 <https://support.dsmart-ins.com/hc/ja/requests/new>

※当社では電話でのお問い合わせは受け付けておりません。

※保険の解約および保険金等の請求のお手続きはマイページから実施頂けます。

※マイページへのリンクはご契約時に送付しております E メールおよび当社ホームページからご確認頂けます。

2024 年 2 月

(登)DS230093(2024.2)